

## 令和元年度 沖永賞の選考経過と授賞理由

令和元年度の沖永賞の選考経過と授賞理由についてご説明したいと思います。

### ■選考経過

・まず、選考経過ですが――、

昨年の9月、93人の労働関係の学者・研究者の方々、および「沖永賞審査委員会」の先生方にもお願いし、本年度の沖永賞の候補となる図書および論文の推薦をしていただきました。

・推薦の対象といたしましたのは――、

当センターの「労働関係図書・論文等の表彰の実施要綱」に基づき、平成29年（2017年）10月から令和元年（2019年）9月までの2年間に出版された図書および論文といたしました。

推薦していただきました図書および論文を、まず、沖永賞選考作業部会で事前審査をしていただき、そのうえで、本年1月23日、沖永賞審査委員会を開催し、慎重かつ厳正な審査を行いました。

その結果、つぎの図書2点、および論文1点を令和元年度の沖永賞の授賞作とすることに決定いたしました。

### ■授賞図書と授賞論文

・まず、授賞図書は、

島田陽一さん、菊池馨実さん・竹内（奥野）寿さん編著の「戦後労働立法史」（旬報社2018年12月25日刊行）、および仲修平さんの「岐路に立つ自営業――専門職の拡大と行方」（勁草書房、2018年11月20日刊行）の2点。

・また、授賞論文は――、

河野奈月さんの「労働関係における個人情報利用と保護：米仏における採用を巡る情報収集規制を中心に」（『法学協会雑誌』第133巻12号、第134巻1, 2, 3, 5号、第135巻1, 11号〔2016年12月～2018年11月〕）でございます。

### ■授賞理由

つぎに、授賞理由についてご説明したいと思います。

はじめに、島田陽一さん・菊池馨実さん・竹内（奥野）寿さん編著の図書ですが――、

本書は、戦後の労働立法の歴史に関し、戦前の立法史の把握を前提に、幅広い領域の労働立法を対象として、それらの成立や展開の過程及び背景事情を描き出すとともに、各立法の意義、問題点、今後の課題などについて検討したものです。

本書の構成は以下のとおりです。

まず、第Ⅰ部は、「戦後労働立法史の歴史的前提」として、戦前における労働立法について、その歴史的前提（第1章）、労働市場立法（第2章）、雇用関係立法（第3章）、労使関係立法（第4章）についてそれぞれ検討しています。

第Ⅱ部は、第Ⅰ部の検討を基礎として、第二次世界大戦後における主要な労働立法について、それぞれの担当執筆者が、基本的に1つの法律を1つの章で検討しています。具体的には、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（均等法）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート・有期法）、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、職業能力開発促進法、雇用保険法、労働組合法、労働紛争処理法、公務労働法の計14分野の法律について、15の章にわたって検討しています。なお、労働基準法については、概観と労働時間規制の2つの章で取り扱っています。

本書は、わが国の労働立法史について、戦前の立法史の把握を前提として、いわゆる労働三法のような基本的な法律に限らず、幅広い領域の労働立法を対象に包括的に検討し、これを1冊の書物にまとめています。労働立法史の全体的な把握を容易にする業績として、学界や社会への貢献は大きいものがあります。

また、本書は、第Ⅰ部の戦前の立法史の把握の中で、戦後の立法との連続性がみられることや、それぞれの時代の雇用システムとの関連性がみられることなどを指摘しており、こうした把握を踏まえて、第Ⅱ部で検討される戦後の労働立法史をより広い視点からとらえることが可能としています。そして、各章における各法律の立法史の検討の中でも、現行法の評価において、また、今後の立法政策の検討において有益な論旨が展開されており、新たな法律の制定や既存の法律の改正が目まぐるしく展開される現代社会において、高い価値が認められます。

したがって、本審査委員会としては、沖永賞にふさわしい作品であると判断いたしました。

つぎに、仲修平さんの著作ですが――、

本書の序章において、課題が明らかにされています。戦後日本社会における働

き方として重要な位置を占めてきた自営業が1980年代後半から急速に減少してきていますが、現在の日本社会で自営業が働く場として一定の役割を果たしており、また、技術革新の波などによって新たな活動の場が広がる可能性も考えられることから、その実態を明らかにすることの重要性を指摘します。本書でとくに注目して分析しているのは、自営業の中で自営専門職と呼びうる層です。研究方法は計量社会学で、時系列的分析が可能なSSM調査データが主たる分析対象となります。

第1章では、自営業者の概念規定とサーベイでの測定上の定義を明確にしています。また、外国と日本の研究動向から、日本における自営業の実態を解明する上で重要な論点を抽出しています。

第2章では、自営業への参入と退出の分析を行っています。ここでの主要な発見は父親が自営業者だと本人も自営業者になる確率が高いということです。この章の分析結果からは、OECD諸国で議論されてきた失業の受け皿としての自営業の役割は認められないことが指摘されています。

第3章では、自営業者の中の職種に注目した分析を行い、自営専門職が社会全体での専門職の増加を上回るペースで増加していることを指摘しています。

第4章では、自営専門職がどのような経路を経てその職に至るかを分析しています。専門職としての経路をたどるものも相当数いますが、それ以外の多様な経路をたどっているものも見いだされることが明らかにされています。

第5章では、自営業者内の職種による所得格差についての分析を行い、自営専門職とその他の自営業の間の所得格差は、近年拡大傾向にあることを見出しています。

第6章では、専門職に焦点を当て、自営業者と雇用労働者の間の所得格差を分析しています。この分析においては、自営業者は職業満足度が高いものの、所得という側面では必ずしも高所得を得ているわけではないことが指摘されています。

終章では、自営専門職に焦点を当てることによって、今後、自営業という働き方の役割が変わっていく可能性を指摘しつつ、現状は、その実現見通しが明らかでない「岐路」にあるという認識がしめされています。

本書は、激しい社会変動の中で大きく変容しつつある日本の自営業について、自営専門職に着目するという視点にたち、自営業と雇用労働者を相互に比較しつつその歴史的变化を分析する優れた研究であり、利用可能な調査データを対象に、様々な統計分析手法を駆使して丁寧に事実に向かっています。重要性が高まっているながら、従来、十分な研究が行われてこなかった領域に踏み込んだ研究で、今後の研究の進展が期待されます。

したがって、本審査委員会としては、沖永賞にふさわしい作品であると判断いたしました。

続きまして、河野さんの論文ですが――、

本論文は、労働関係における個人情報の利用とその保護のバランスをいかに図るべきかという極めて現代的な課題を検討するために、労働者の採用の局面における個人情報の収集に関して、アメリカ・フランス・日本においてどのような規制がなされているのかを比較法的に分析し、今後の日本における規制の方向性について示唆を得ようとするものです。

第一章「問題の所在」では、労働関係における個人情報の収集・利用の必要性と保護の要請が採用選考の場面で先鋭化すること、日本法においては、三菱樹脂事件最高裁判決により採用局面における使用者の情報収集の自由が広く認められましたが、現在は様々な法規制が導入され、法規範の整序が必要になっていることを指摘しています。そして、本稿における具体的検討課題を、①個人情報の利用の要請と保護の要請を論ずる際の、要請「内容」自体の解明、②個人情報の利用と保護の要請を調整する「手法」の検討、の2つに整理しています。

第二章は比較対象国である「アメリカ法」の、第三章は「フランス法」の詳細な検討です。第四章「総括」では、米仏両国の情報収集規制の特徴をまとめた上で、日本法についての検討の方向性を示しています。

第一の課題である個人情報に関する利用と保護を必要とする要請の「内容」については次の点が明らかにされています。

まず、「個人情報の利用の要請」としては、第1に、自由な情報流通の確保という要請があるが、この点について米仏に差異があること、第2に、公共の利益を保護するために一定の者の就業を制限する必要がある、そのために情報の収集・利用が要請される側面があることが指摘されます。日本では、これらの点について、十分に認識されてこなかったことが指摘されています。

他方、「個人情報の保護の要請」に関しては、米仏ともに、①情報秘匿の要請、及び②情報利用の防止の要請が議論され、この点は日本法でも認識されているが、職業安定法は情報秘匿の要請を個人情報一般について広く認めており、これは、労働関係の特殊性を情報秘匿の要請を低下させる要素と位置づけるアメリカ法と異なっていること、また、利用防止の要請については、米仏では、差別禁止規制に由来するのに対して、日本は差別禁止規制は少ないなかで、広い利用規制を行っていることなどが指摘されています。

第2の課題である、個人情報の利用の要請と保護の要請の「調整手法」に関しては、日本では個人情報保護法が存在するなど、基本的にはフランス型の情報収集制限型規制が基盤となっていること、採用局面における使用者の情報収集

の自由を制約する法規範が多数存在するものの、促進型と制限型の規制が乱立し、その相互関係は不明確であることなどが指摘されます。筆者は、情報収集・利用促進型規制と制限型規制のそれぞれについて、各論的検討を加えて今後の法政策の方向性を示しています。

本論文は、個人情報保護が大きな関心を集める中で、労働者の採用場面に焦点を当てて米仏との比較法研究を行うことにより、情報利用の要請と保護の要請の対立を踏まえた調整作業が必要であることを明確に指摘した点で、重要な学術的貢献をなしたと言えます。この分野におけるアメリカ法・フランス法の規制に関する初めての包括的研究であり、日本法の課題についても、詳細かつ有益な指摘を行っています。

したがって、本審査委員会としては、冲永賞にふさわしい作品であると判断いたしました。

以上でございます。

冲永賞審査委員長 仁田 道夫